

岩広連総第71号

平成24年6月11日

岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施します。

岩手県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 谷 藤 裕 明



記

1. 業務の概要

(1) 名称

岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務

(2) 業務概要及び契約期間

別紙、本業務に係る「プロポーザル実施要綱」及び「プロポーザル参加要領」のとおり。

(3) 提案上限価格

上限価格については、平成24年度に係る総額として49,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（内訳）「3. 業務の概要及び契約期間」のNo.1～3 30,000,000円
* 6,000,000円（月額）×5月（11月～3月）

「3. 業務の概要及び契約期間」のNo.4～10 19,000,000円

(4) その他

その他の事項については、別紙、本業務に係る「プロポーザル実施要綱」及び「プロポーザル参加要領」のとおり。

2. 参加資格に関する事項

プロポーザルに参加することができる事業者（以下「提案事業者」という。）は、次の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合電算処理システムの導入・運用保守業務の実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 岩手県内及びその他の自治体から、入札参加に係る指名停止措置を受けていな

いこと。

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けていること。又は、それに相当する個人情報保護に関する認定を受けていること。

3. 参加手続き

提案に参加を希望する者は、下記のとおり申込を行い、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 必要提出書類

- ① 岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務に係るプロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- ② 岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務に係るプロポーザル参加資格確認資料（様式第 2 号）

(2) 申込書の提出期限

平成 24 年 6 月 22 日（金）午後 5 時（土・日曜日を除く）

(3) 提出方法

必要提出書類を各 1 部ずつ持参すること。

(4) 提出場所

「10. 問合先」参照のこと。

(5) 提案無効要件等

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ 当該要綱及び各要領等に定められた以外の方法により、当該プロポーザルの事業者選定に係る審査会審査委員及び広域連合事務局職員等関係者にプロポーザルに関する援助・助言を直接的、間接的に求めた場合。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に

抵触する行為を行った場合。

- ⑥ 競争を制限する目的で他の提案事業者と参加意思及び提案内容について、相談を行った場合。
- ⑦ 優先交渉権者の選定前に、他の提案事業者に対して提案書等を意図的に開示した場合。
- ⑧ 提案事業者が連合し、又は不穏な行動をする等、プロポーザルを公正に執行することができないと認められた場合。
- ⑨ 提案事業者（契約に関する権限を委任された受注者を含む。）が他の提案事業者（契約に関する権限等を委任された受注者を含む。）を兼ねていた場合。
（同一代表者が複数の企業体で同一業務に参加することができない。）

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、平成24年6月22日（金）までに書面にて通知する。

(7) その他

- ① 提出した書類に関して、説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- ② 期限までに申込書を提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、当該プロポーザルに参加することができない。

4. 提案書の提出

提案書の提出については、岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務に係るプロポーザル参加要領によるものとする。

5. 本業務に係る説明会の開催

説明会を次のとおり実施する。

- (1) 日 時 平成24年6月25日（月）午後1時
- (2) 場 所 岩手県自治会館4階 岩手県後期高齢者医療広域連合 執務室
〒020-8510 岩手県盛岡市山王町4番1号

6. 本業務に関する質問について

- (1) 本業務に関する質問がある場合は、平成24年6月28日（木）午後5時までに当事務局に質問票により質問すること。質問票の様式は任意とする。
- (2) 上記（1）に係る質問票は、この期日までに電子メールにて送付すること。
- (3) 上記（2）にて受け付けた質問に関しては、平成24年7月2日（月）午後5時までに電子メールにて提案事業者全員に回答する。

7. プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを次のとおり実施する。

- (1) 日 時 平成24年7月13日（金）午後2時
- (2) 場 所 岩手県自治会館1階 特別会議室

- (3) プレゼンテーションの順は、抽選により決定する。
- (4) 1 提案事業者の持ち時間は提案説明 20 分間＋質疑応答 5 分間とする。
- (5) パワーポイント等の機器を使用する場合は、各自持参すること。

8. 審査及び選定

- (1) 提案書の審査は、広域連合が設置する「岩手県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改等業務に係る業者選定審査会設置要領」に基づき行い、最も優れた提案を行った提案事業者を優先交渉権者として選定する。
- (2) 選考結果については、提案事業者全員に文書で通知し、広域連合ホームページで公表する。

9. 契約方法

最も優れた提案を行った提案事業者（優先交渉権者）を契約相手予定者として契約手続きを進めることとし、契約内容については、提案内容を基に協議のうえ、随意契約により契約を締結する。

10. 問合せ先

- (1) プロポーザルに関すること

岩手県後期高齢者医療広域連合事務局 総務課
〒020-8510 岩手県盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階
TEL 019-606-7500 FAX 019-606-7505
E-mail : soumu@iwate-iryokouiki.jp

- (2) 仕様書に関すること

岩手県後期高齢者医療広域連合事務局 業務課
〒020-8510 岩手県盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階
TEL 019-606-7504 FAX 019-606-7505
E-mail : soumu@iwate-iryokouiki.jp